

岡山市防犯灯設置等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 犯罪や交通事故を未然に防止し、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯灯を設置し、又は取り替える町内会に対して、予算の範囲内において岡山市防犯灯設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

2 この要綱において次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内会 市内の単位町内会及び学区・地区連合町内会で岡山市町内会名簿に登載されている団体をいう。
- (2) 防犯灯 LED灯その他の省エネタイプの防犯灯であって、かつ、消費電力が20ワット未満のものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる道路を照明するために新たに防犯灯を設置し、又は次に掲げる道路を照明するために現に維持管理している防犯灯であって経年による劣化、自然災害等により故障したものを取り替える事業とする。

- (1) 現に市が管理している道路
 - (2) 土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業区域内の区画整理道路
 - (3) 国道の側道その他市長が認める道路
- 2 新たに設置する防犯灯相互の間隔及び新たに設置する防犯灯と既存の光源との間隔は、概ね30メートル以上とする。ただし、見通しの悪い交差点付近、道路の屈曲部分、道路の勾配が急激に変化する場所等で照明が届きにくいと認められる場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、第1項に規定する取り替える事業について、これを準用する。この場合において、前項中「新たに設置する防犯灯」とあるのは「取り替える防犯灯」と読み替えるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、町内会とする。

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表設置形態の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に掲げるものに限る。

(補助金額)

第7条 補助金額は、次項の規定により算定した1灯ごとの防犯灯の補助金額の合計金額とする。ただし、合計金額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

2 防犯灯1灯当たりの補助金額は、前条に定める補助対象経費の額とし、別表設置形態の区分の欄に掲げる区分に応じ、同表限度額の欄に定める額を上限とする。

3 新たに防犯灯を設置する場合の1年度における補助対象灯数は、1町内会当たり10以内とする。

4 既存の防犯灯を取り替える場合の1年度における補助対象灯数は、取り替える対象が不点灯などの故障した防犯灯の場合は無制限とし、経年劣化した防犯灯（設置して8年経過した防犯灯をいう。）の場合は、現に維持管理している防犯灯の灯数が40以上の町内会にあっては当該灯数に10分の1を乗じて得た数（当該数に小数点以下の端数が生じるときにあっては、これを切り上げて得た数）以内とし、その他の町内会にあっては3以内とする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、防犯灯設置等事業計画書（様式第1号）とする。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年度1月31日までとする。

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 防犯灯の設置又は取り替えの費用に係る見積書の写し

(2) 防犯灯の設置又は取り替えの場所の位置図

(3) 土地管理者の承諾書の写し（新たに専用柱を設置する場合に限る。）

(4) 電気事業者が発行し、当該町内会が管理する「公衆街路灯A取付場所一覧表」又は町内会が作成した防犯灯管理一覧表の写し（補助金の交付申請日において既に市

へ提出している場合を除き、経年劣化した既存の防犯灯を1年度に4以上取り替える場合に限る。)

- 4 第3条第1項に規定する取り替える事業については、第2項の規定に関わらず、当該年度内において補助事業が完了するものに限り、規則第5条第1項に規定する市長が定める期日を毎年度3月31日まで繰り下げることができるものとする。
- 5 第3条第1項に規定する取り替える事業のうち、防犯灯が不点灯となり防犯上緊急性を要するものであって補助事業の実施前に事前協議を経ているものについては、補助金の交付の申請を補助事業の実施後に行うことができる。この場合においては、第3項の規定に関わらず、規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類を次のとおりとする。
 - (1) 防犯灯の取り替えの場所の位置図
 - (2) 防犯灯の取り替えの費用に係る領収書の写し、振込明細書等支払の事実を証する書類の写し
 - (3) 取り替え完了後の状況写真
- 6 前項に規定する補助金申請があった場合、当該申請をした者に対し、市長は補助金の交付決定及び補助金の額を確定したときには、補助金等交付決定通知書及び確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 7 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 防犯灯設置等事業報告書(様式第3号)
- (2) 防犯灯の新設又は取り替えの費用に係る領収書の写し、振込明細書等支払の事実を証する書類の写し
- (3) 設置又は取り替え完了後の状況写真
- (4) 電気事業者との電気受給契約手続に係る書類の写し又は電気事業者が発行する電気受給契約内容証明書(新たに防犯灯を設置する場合に限る。)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第6条，第7条関係）

設置形態の区分	補助対象経費	限度額
既存の電柱等に新たに防犯灯を設置するもの	灯具一式費用 設置工事費	30,000円
新たに専用柱を設置し，当該専用柱に新たに防犯灯を設置するもの	専用柱新設に係る工事費 灯具一式費用 設置工事費	110,000円
既存の防犯灯を取り替えるもの	灯具一式費用 取替工事費（支柱の取り替えに係る経費は含まない。）	20,000円